

事例番号：240029

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度

原因分析委員会第六部会

### 1. 事例の概要

1 回経産婦。妊娠 35 週 2 日、妊産婦は出血や破水感はなかったが、下腹部痛があり入院となった。入院時、腹部の痛みにより、苦痛様表情が著明であった。助産師は分娩進行が早いことが考えられると判断したが、医師の内診では、子宮口は開大しておらず、胎児心拍数は 60 拍/分台であり、回復する様子はみられなかったため、緊急帝王切開で児を娩出した。羊水量は正常で、混濁はなかった。大量の凝血がみられ、常位胎盤早期剥離と診断された。出血量は 1120 g であった。臍帯の長さは 38 cm で、臍帯巻絡はなかった。胎盤の病理組織学的検査は行われなかった。

児の在胎週数は 35 週 2 日で、体重は 2034 g であった。アプガースコアは、1 分後、5 分後ともに 2 点（心拍 1 点、呼吸 1 点）で、臍帯動脈血ガス分析値は、pH 6.740、PCO<sub>2</sub> 55.1 mmHg、PO<sub>2</sub> 31.7 mmHg、HCO<sub>3</sub><sup>-</sup> 7.0 mmol/L、BE -27.8 mmol/L であった。生後 6 分に気管挿管が行われ、その後、NICU へ搬送となった。入院時所見から中等症以上の低酸素性虚血性脳症と診断された。生後 3 日目の頭部 CT スキャン、生後 12 日目の頭部 MRI において、いずれも基底核、視床に低吸収域、壊死性変化および広範な皮質を含む大脳半球障害が認められた。

本事例は、病院における事例であり、産婦人科専門医 2 名（経験 15 年、30 年）、産科医 1 名（経験 1 年）、小児科医 3 名（経験 1 年～25 年）、麻酔科医 1 名（経験 20 年）と助産師 5 名（経験 1 年～20 年）が関わった。

## 2. 脳性麻痺発症の原因

本事例における脳性麻痺発症の原因は、急性発症型の常位胎盤早期剥離に起因する胎児低酸素状態が児娩出まで持続したことと考えられる。急激な胎盤剥離の進行によって生じた重症かつ進行性の胎児低酸素症により、重症低酸素性虚血性脳症を発症したものと推測される。なお、常位胎盤早期剥離の発症関連因子は認められず、発症の原因は不明である。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価

妊娠中の外来管理は一般的である。妊産婦から連絡を受けた際の受診の指示は一般的である。入院時の助産師の対応として、胎児心拍数を確認しなかったことは一般的ではない。入院から緊急帝王切開術による児の娩出までの対応は適確である。新生児蘇生と新生児搬送の対応は一般的である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

#### ア. 診療録の記録について

本事例では、入院から緊急帝王切開に至るまでの経過に関して、手術記録が助産師の記録のみで、医師の記載がない。医師の記録について、診療録の記載を徹底する必要がある。

#### イ. 妊産婦の保健指導について

本事例では、入院時に妊産婦は「胎動の有無は気にしていなかったの

で分からなかった」とある。胎動に関する妊産婦教育は極めて重要で、特に本事例のように常位胎盤早期剥離の早期発見には、胎動減少感や胎動消失がきっかけとなる場合もある。母親学級や両親学級などで具体的な事例をあげて、胎動に関する教育を徹底することが望まれる。また、腹痛や出血など妊娠中の異常な症状やその対応について指導することが望まれる。

## 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

妊娠後半期に妊産婦が性器出血や腹痛を訴える場合は、常位胎盤早期剥離の発症を考慮して対応する必要がある。本事例では、性器出血は認められず、腹痛のみの訴えであるが、常位胎盤早期剥離の可能性も否定できないため、胎児心拍数を確認することが必要な事例と考えられる。このような妊産婦が来院した際は、速やかに胎児心拍数を確認するよう、院内での教育を行うことが望まれる。

## 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

### (1) 学会・職能団体に対して

#### ア. 胎動の妊産婦教育について

胎動の自覚は、ある程度信頼される胎児健常性の指標である。妊産婦教育において胎動に関する教育の啓発が望まれる。

#### イ. 妊産婦受診時の医療スタッフの対応について

妊産婦の緊急および時間外受診時には、胎動減少感の有無の問診と併せて、速やかに胎児心拍数の確認を行うことを周知することが望まれる。

#### ウ. 常位胎盤早期剥離の研究について

常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、および予防方法や早期診断について、研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

特になし。